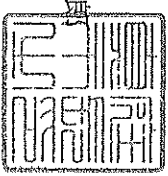


真庭市変動型最低制限価格制度事務取扱要綱を次のように定める。

平成23年 5月31日

真庭市長 井 手 紘一郎



真庭市変動型最低制限価格制度事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する役務において、過度な低価格による受注を防止し、適正な市場価格での契約締結を図るため、真庭市財務規則(平成17年真庭市規則第54号)第109条第3項の規定による最低制限価格の算定方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象業種)

第2条 変動型最低制限価格制度の対象とする業種は、真庭市建設工事等競争入札指名委員会規程(平成19年真庭市告示第158号)第1条に規定する真庭市建設工事等競争入札指名委員会の審査を経て、決定された業種について適用する。

(算出対象)

第3条 この要綱において、「算出対象」とは、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に定める入札参加資格のない者が提示したもの
- (2) 真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程(平成18年真庭市告示第202号)に基づく指名停止処分を受けた者が提示したもの
- (3) 真庭市競争契約入札心得第9条に該当し、無効としたもの

(4) 予定価格を超える金額を提示したものの  
(変動型最低制限価格の算出方法等)

第4条 変動型最低制限価格は、案件ごとに次に掲げる方法により算定するものとする。

(1) 算出対象数が5以上のときは、最高値及び最安値を除外し、平均額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を算出する。

(2) 算出対象数が3以上5未満のときは、当該算出対象により平均額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を算出する。

(3) 第1号又は前号により算出した平均額に100分の85を乗じて得た額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を最低制限価格とする。

2 前項の規定により決定した最低制限価格は、その決定後に無効があつた場合においても変更しない。

3 第1項の規定にかかわらず、算出対象数が3未満のときは、変動型最低制限価格を適用しない。

(落札者の決定)

第5条 落札者は、前条の規定により決定した最低制限価格から予定価格までの範囲内において最低の価格をもって応札した者とする。ただし、変動型最低制限価格を適用しない場合においては、落札者は予定価格以下の最低の価格をもって応札した者とする。

(告知)

第6条 変動型最低制限価格を適用する案件については、入札公告又は指名通知書において、その旨を公表する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、変動型最低制限価格制度の実施に関し、

必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。